

パブリック・コメント手続(意見募集)

横須賀市個人番号の利用に関する条例の
改正について

意見募集期間

令和7年(2025 年)

11 月 10 日(月)～12 月 1 日(月)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-9474(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」の規定に基づき、市町村等は個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）を利用して事務を行っています。

市町村は、番号法に規定する事務及び市町村が条例で規定する事務（以下「独自利用事務」といいます。）において、マイナンバーを利用して事務を行うことができ、本市においては「横須賀市個人番号の利用に関する条例」において独自利用事務を定めています。

このたび、当該条例において、新たに独自利用事務を規定することで、より一層の事務の効率化や市民の利便性の向上を図るため、条例改正を行います。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について……………	2
◆意見の提出方法……………	3

○ 横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

1 条例案の概要について

次に掲げる事務について新たに独自利用事務とすることを検討しています。

「重度障害者の医療費助成に関する事務」

ア 事務の内容

重度障害者の医療費助成に関し、申請に基づき受給資格を認定する要件を審査する事務を行っています。

イ 独自利用事務とする理由

当該事務は番号法に規定がないため、マイナンバーを利用して事務を実施することができません。

しかし、当該事務における申請者の健康保険の資格等の確認の際にマイナンバーを利用することで、より適切な確認を行うことができ、事務の効率化に繋がると考えられます。

（参考）現行条例の内容について

現在のところ、横須賀市個人番号の利用に関する条例においては、次の4つの事務を独自利用事務として規定しています。

- （1）医療費助成条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
- （2）医療費助成条例に基づく小児医療費の助成に関する事務
- （3）市営住宅条例に基づく市営住宅の管理に関する事務
- （4）神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務

2 施行期日

令和8年4月予定

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年) 11月10日(月)から
令和7年(2025年) 12月1日(月)まで
- 2 宛 先 総務部総務課 事務管理・情報公開担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・総務部総務課(横須賀市役所本館1号館5階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 総務部総務課
 - ウ ファクシミリ
046-822-7795
 - エ 電子メール
inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。